法人名称を「弁理士法人」とすることについて

1. 法人制度導入の背景

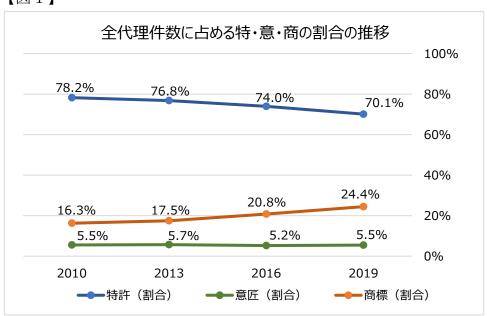
平成12年の弁理士法改正において、それまで個人事務所として活動していた 弁理士の事務所について、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合 的なサービスの提供を可能とするため、特許業務法人制度が導入された。

本制度は、特許業務法人に対し、その名称中に「特許業務法人」の文字を使用することを義務づけている。これは、本制度の導入時には、弁理士の典型的な業務が特許に関する業務であったため、「特許業務法人」がより端的に法人の性格を示すと考えられたことによるものである。なお、当時は他の士業名の法人(弁護士法人等)は存在しておらず、「弁理士法人」という名称は候補に挙がらなかった。

2. 現行制度の問題点

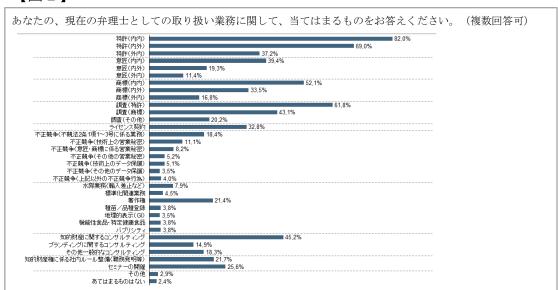
図1に示すように、近年、弁理士の出願代理業務に占める特許出願の割合が低下する一方、商標登録出願の割合が上昇している。また図2に示すように、弁理士が実際に行っている業務の範囲も、特許、意匠や商標の出願代理業務に加え、各種知的財産に関するコンサルティング業務や営業秘密、データに係る不正競争防止法関連業務など、法人制度導入時と比べて大きく拡大しており、特許に関係しない業務を中心に行う弁理士も現れている。

【図1】



※特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版 統計・資料編」より作成

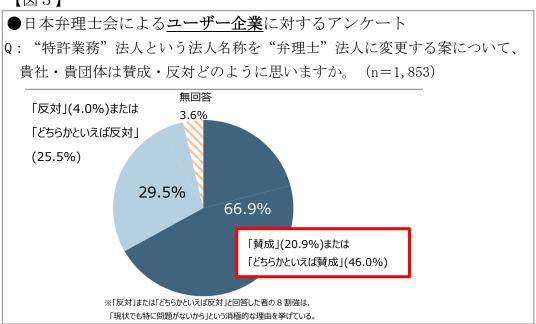
【図2】



※日本弁理士会による弁理士向けアンケート(平成31年1~2月、n=1,387)

特許に関連しない弁理士業務の増加に伴い、「特許業務法人」という名称から ユーザーが想起する弁理士の業務範囲と、弁理士が実際に行える業務の範囲と の乖離は拡大しており、弁理士の業務範囲をユーザーが誤認するおそれが高ま っている。実際、図3に示すように、弁理士を活用するユーザー企業の約7割は 法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更することに賛成している。

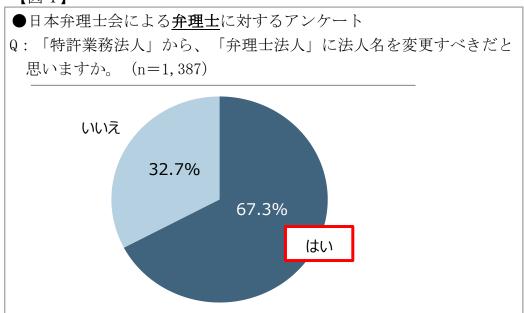
【図3】



※日本弁理士会調べ(平成31年1~2月)

また図4に示すように、約7割の弁理士も法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更すべきと回答している。

【図4】



※日本弁理士会調べ(平成31年1~2月)

3. 他士業の状況

下表に示すように、公認会計士を除き、多くの士業において法人名称と士業の名称が一致している。

【表】他士業の法人名称(令和2年12月現在)

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認 会計士	社会保険 労務士
法人名称	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	監査	社会保険
	法人	法人	法人	法人	法人	労務士法人

4. まとめ

以上を踏まえ、弁理士が行える業務の範囲と法人名称との乖離を解消するため、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する措置を講じることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であると考えられる。

ただし、法人名称の変更に当たっては、以下の点について事前に十分な検討が

なされる必要があると考えられる。

- ① 法人名称の変更に反対する特許業務法人への対応
- ② 特許業務法人から弁理士法人に移行をするための期間や移行方法
- ③ 法人名称の変更に関する弁理士やユーザーへの周知の方法

(以上)